

「中華人民共和国会社登記管理条例」

(2005年12月18日公布、2006年1月1日施行)

2008年11月

日本貿易振興機構（ジェトロ）上海センター編

※ 本資料は森・濱田松本法律事務所のご好意により、ジェトロが同社から許諾を得てウェブサイトに掲載しています。

なお、中国政府が発表した原文については、以下のURL よりご参照いただけます。

http://www.gov.cn/banshi/2005-12/22/content_134834_3.htm

会社登記管理条例

[中华人民共和国公司登记管理条例]

(国务院制定、1994年6月24日公布、1994年7月1日施行。2005年12月18日改正公布、2006年1月1日施行)

第 1 章 総則

(第 1 条 ~ 第 5 条)

第 2 章 登記管轄

(第 6 条 ~ 第 8 条)

第 3 章 登記事項

(第 9 条 ~ 第 16 条)

第 4 章 設立登記

(第 17 条 ~ 第 25 条)

第 5 章 変更登記

(第 26 条 ~ 第 41 条)

第 6 章 抹消登記

(第 42 条 ~ 第 45 条)

第 7 章 支店の登記

(第 46 条 ~ 第 50 条)

第 8 章 登記手続

(第 51 条 ~ 第 58 条)

第 9 章 年度検査

(第 59 条 ~ 第 62 条)

第 10 章 証明書と関連文書の管理

(第 63 条 ~ 第 67 条)

第 11 章 法律責任

(第 68 条 ~ 第 86 条)

第 12 章 附則

(第 87 条 ~ 第 89 条)

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

会社の企業法人格を確認し、会社の登記行為を規範化するため、「中華人民共和国会社法」(以下「会社法」という)に基づき、本条例を制定する。

第 2 条 (会社登記の対象)

有限責任会社及び株式会社（以下まとめて「会社」という）の設立、変更、終了については、本条例に基づいて会社登記を行わなければならない。

会社登記手続の申請にあたり、申請者は、申請文書、資料の真実性に対して責任を負わなければならない。

第 3 条（法人格の取得等）

会社は会社登記機関の法に基づく登記を経て、「企業法人営業許可証」を受領して、はじめて企業法人格を取得する。

本条例施行の日以降に設立する会社で、会社登記機関の登記を行っていないものは、会社の名義で経営活動に従事してはならない。

第 4 条（会社登記機関）

工商行政管理機関は会社登記機関である。

下級の会社登記機関は上級の会社登記機関の指導のもとに会社登記業務を行う。

会社登記機関は法に基づいて職責を履行し、不法な干渉を受けない。

第 5 条（国家工商行政管理総局の責務）

国家工商行政管理総局は全国の会社登記業務を主管する。

第 2 章 登記管轄

第 6 条（国家工商行政管理総局が登記する会社）

国家工商行政管理総局は次の各号に掲げる会社の登記を行う。

- (1) 国务院国有資産監督管理機構が出資者としての職責を履行する会社及び当該会社が投資して設立し、かつ 50 パーセント以上の株式を保有する会社
- (2) 外商投資企業
- (3) 法律、行政法規又は国务院の決定の規定に基づき、国家工商行政管理総局が登記しなければならない会社
- (4) 国家工商行政管理総局が、同局が登記しなければならないと定めているその他の会社

第 7 条（省、自治区、直轄市の工商行政管理局が登記する会社）

省、自治区、直轄市の工商行政管理局はその管轄区域内の次の各号に掲げる会社の登記を行う。

- (1) 省、自治区、直轄市の人民政府の国有資産監督管理機構が出資者としての職責を履行する会社及び当該会社が投資して設立し、かつ 50 パーセント以上の株式を保有する会社
- (2) 省、自治区、直轄市の工商行政管理局が同局に登記することを定めている自然人が、投資し設立した会社
- (3) 法律、行政法規又は国务院の決定の規定に基づき、省、自治区、直轄市の工商行政管理局が登記しなけ

ればならない会社

(4) 国家工商行政管理総局が登記を授権したその他の会社

第 8 条 (市、県の工商行政管理局が登記する会社)

区を設ける市 (地区) の工商行政管理局、県工商行政管理局及び直轄市の工商行政管理分局、区を設ける市の工商行政管理局の区分局は、その所轄区域内で次の各号に掲げる会社の登記を行う。

(1) 本条例第 6 条及び第 7 条にあげる会社以外の会社

(2) 国家工商行政管理総局及び省、自治区、直轄市の工商行政管理局が登記を授権した会社

前項に定める具体的登記の管轄は、省、自治区、直轄市の工商行政管理局が定める。但し、そのうちの株式会社は、区を設ける市 (地区) の工商行政管理局が登記を行う。

第 3 章 登記事項

第 9 条 (登記事項)

会社の登記事項には、次の各号に掲げる内容を含む。

(1) 名称

(2) 住所

(3) 法定代表者氏名

(4) 登録資本

(5) 払込済資本

(6) 企業類型

(7) 経営範囲

(8) 営業期間

(9) 有限責任会社の株主¹又は株式会社発起人の氏名又は名称、払込を引き受けた出資額及び実際に払い込まれた出資額、出資時期、出資方式

第 10 条 (登記事項の法律法規との合致)

会社の登記事項は、法律、行政法規の規定に合致しなければならない。法律、行政法規の規定に合致しないものについては、会社登記機関は登記を認めない。

第 11 条 (会社名称)

会社の名称は国の関連規定に合致しなければならない。会社は 1 つの名称のみ使用できる。会社登記機関の審査確認 (原文は「核準」) を経て登記した会社の名称は法律の保護を受ける。

第 12 条 (会社住所)

¹ 本条例及び中国「会社法」の原文では有限責任会社及び株式会社の場合を通じて「股東」としているのが訳語も「株主」に統一した。

会社の住所は会社の主要な事務所の所在地とする。会社登記機関に登録する会社の住所は 1 箇所のみとする。会社の住所はその会社登記機関の管轄区域内になければならない。

第 13 条 (会社の登録資本)

会社の登録資本及び払込済資本は人民元で表示しなければならない。但し、法律、行政法規に別途規定がある場合はこの限りでない。

第 14 条 (出资方式)

株主の出资方式は「会社法」第 27 条の規定に合致しなければならない。株主が、貨幣、現物、知的財産権、土地使用権以外のその他の財産により出資する場合、その登記規則は国家工商行政管理総局が国務院の関連部門とともに定める。

株主は、役務、信用、自然人の氏名、商業上の信用、フランチャイズ権又は担保を設定している財産等を評価して出資してはならない。

第 15 条 (経営範囲)

会社の経営範囲は、会社定款により定め、かつ法に基づいて登記する。

会社の経営範囲の用語は、国民経済業種分類基準を参照しなければならない。

第 16 条 (会社の類型)

会社の類型には、有限責任会社及び株式会社を含む。

一人有限責任会社は、会社登記において、自然人の独資か法人の独資かを明記し、かつ会社の営業許可証にも明記しなければならない。

第 4 章 設立登記

第 17 条 (名称事前審査確認)

会社を設立する場合は、名称事前審査確認を申請しなければならない。

法律、行政法規又は国務院の決定で会社の設立は認可を受けなければならないと定めている場合、又は会社の経営範囲に、法律、行政法規又は国務院の決定で登記前に認可を受けなければならないと定めている項目がある場合は、認可を受ける前に会社名称事前審査確認の手続きを行い、かつ会社登記機関が審査確認した会社の名称で認可を受けなければならない。

第 18 条 (名称事前審査確認の申請文書等)

有限責任会社を設立する場合は、株主全員の指定する代表又は共同で委託する代理人が会社登記機関に名称事前審査確認を申請しなければならない。株式会社を設立する場合は、発起人全員が指定する代表又は共同で委託する代理人が、会社登記機関に名称事前審査確認を申請しなければならない。

名称事前審査確認を申請する場合は、次の各号に掲げる文書を提出しなければならない。

- (1) 有限責任会社の株主全員又は株式会社の発起人全員が署名した会社名称事前審査確認申請書
- (2) 株主全員又は発起人全員の指定する代表又は共同で委託する代理人の証明
- (3) 国家工商行政管理総局が提出を求めることを定めているその他の文書

第 19 条 (事前審査確認された会社名称の保留期間)

事前審査確認された会社名称の保留期間は 6 ヶ月とする。事前審査確認された会社名称は保留期間内において、経営活動に従事するために使用してはならず、譲渡してはならない。

第 20 条 (有限会社の設立登記)

有限責任会社の設立の場合、株主全員が指定する代表又は共同委託による代理人が会社登記機関に設立登記を申請しなければならない。国有独資会社の設立の場合、国務院又は地方人民政府が授権する当該級の人民政府国有資産監督管理機構が申請者として設立登記を申請しなければならない。法律、行政法規又は国務院の決定で有限責任会社の設立は認可を受けなければならないと定めている場合は、認可された日から 90 日以内に会社登記機関に設立登記を申請しなければならない。期限を過ぎて設立登記を申請した場合は、申請者は認可機関にもとの認可文書の効力の確認を受けるか、又は改めて認可を受けなければならない。

有限責任会社設立を申請する場合は、会社登記機関に次の各号に掲げる文書を提出しなければならない。

- (1) 会社の法定代表者が署名した設立登記申請書
- (2) 株主全員の指定する代表又は共同で委託する代理人の証明書
- (3) 会社定款
- (4) 法に基づいて設立された出資検査機構の発行した出資検査証明書。法律、行政法規に別途規定がある場合を除く。
- (5) 株主の第 1 回出資が貨幣以外の財産の場合は、会社の設立登記をする時にその財産権移転手続をすでに済ませている旨の証明文書を提出しなければならない。
- (6) 株主の主体としての資格証明書又は自然人の身分証明書
- (7) 会社の董事、監事、マネージャー (原文は「經理」) の氏名、住所を明記した文書及び委任派遣、選出又は招聘に関する証明書
- (8) 会社の法定代表者の就任文書及び身分証明書
- (9) 企業名称事前審査確認通知書
- (10) 会社住所証明書
- (11) 国家工商行政管理総局が提出を求めることを定めているその他の文書

外商投資による有限責任会社の株主の第 1 回出資額は、法律、行政法規の規定に合致しなければならず、その他の部分は、会社成立日より 2 年以内に全額を払い込まなければならない。投資会社は 5 年以内に全額を払い込めばよい。

法律、行政法規又は国務院の決定で有限責任会社の設立は認可を受けなければならないと定めている場合は、さらに関連認可文書を提出しなければならない。

第 21 条 (株式会社の設立登記)

株式会社の設立の場合、董事会が会社登記機関に設立登記を申請しなければならない。募集方式により株式会社を設立する場合は、創立総会終了後 30 日以内に、会社登記機関に設立登記を申請しなければならない。

株式会社の設立を申請する場合、会社登記機関に次の各号に掲げる文書を提出しなければならない。

- (1) 会社の法定代表者の署名した設立登記申請書
- (2) 董事会の指定する代表又は共同で委託する代理人の証明書
- (3) 会社定款
- (4) 法に基づいて設立された出資検査機関が発行した出資検査証明書
- (5) 発起人の第 1 回出資が貨幣以外の財産の場合は、会社の設立登記をする時にその財産権移転手続をすでに済ませている旨の証明文書を提出しなければならない。
- (6) 発起人の主体としての資格証明又は自然人の身分証明書
- (7) 会社の董事、監事、マネージャーの氏名、住所を明記した文書及び委任派遣、選出又は招聘に関する証明書
- (8) 会社の法定代表者の就任文書と身分証明書
- (9) 企業名称事前審査確認通知書
- (10) 会社住所証明書
- (11) 国家工商行政管理総局が提出を求めることを定めているその他の文書

募集方式により株式会社を設立する場合は、さらに創立総会の議事録も提出しなければならない。募集方式により設立する株式会社が株式を公開発行する場合は、さらに国務院証券監督管理機構の審査確認文書も提出しなければならない。

法律、行政法規又は国務院の決定で株式会社の設立は認可を受けなければならないと定めている場合は、さらに関連認可文書を提出しなければならない。

第 22 条 (経営範囲についての登記申請前の審査認可)

会社の登記申請の経営範囲の中に、法律、行政法規又は国務院の決定で登記前に認可を受けなければならないと定めている項目がある場合、登記申請前に国の関連部門に認可を受け、かつ会社登記機関に関連認可文書を提出しなければならない。

第 23 条 (定款の修正)

会社定款に法律、行政法規に違反する内容がある場合、会社登記機関は会社にしかるべき修正を求める権限を有する。

第 24 条 (会社の住所証明)

会社の住所証明とは、会社がその住所について使用権を持っていることを証明できる文書を指す。

第 25 条 (会社の成立)

法に基づき設立された会社については、会社登記機関が「企業法人営業許可証」を交付する。会社の営業許可証交付日を会社の成立日とする。会社は、会社登記機関が交付した「企業法人営業許可証」に基づいて会社公印を作り、銀行口座を開設し、納税登記を申請する。

第 5 章 変更登記

第 26 条 (変更登記)

会社は、登記事項を変更する場合は、もとの会社登記機関に変更登記を申請しなければならない。

変更登記を行わないまま、会社は無断で登記事項を変更してはならない。

第 27 条 (変更登記申請の提出文書)

会社に変更登記を申請する場合は、会社登記機関に次の各号に掲げる文書を提出しなければならない。

- (1) 会社の法定代表者が署名した変更登記申請書
- (2) 「会社法」に基づいて行った変更の決議又は決定
- (3) 国家工商行政管理総局が提出を求めることを定めているその他の文書

会社の登記事項変更が会社定款の修正に関わる場合は、会社の法定代表者の署名した修正後の会社定款又は会社定款の修正案を提出しなければならない。

変更登記事項について、法律、行政法規又は国务院の決定で登記前に認可を受けなければならないと定められている場合は、さらに会社登記機関に関連認可文書も提出しなければならない。

第 28 条 (名称の変更登記)

会社が名称を変更する場合は、変更の決議又は決定をした日から 30 日以内に変更登記を申請しなければならない。

第 29 条 (住所の変更登記)

会社住所を変更する場合は、新しい住所に移転する前に変更登記の申請をし、かつ新しい住所の使用証明書を提出しなければならない。

会社が、会社登記機関の管轄区を超えて住所を変更する場合は、新しい住所に移転する前に、移転先の会社登記機関に変更登記を申請しなければならない。転移先の会社登記機関が受理した場合、もとの会社登記機関は会社登記文書を移転先の会社登記機関に移送する。

第 30 条 (法定代表者の変更登記)

会社が法定代表者を変更する場合は、変更の決議又は決定をした日から 30 日以内に変更登記を申請しなければならない。

第 31 条 (登録資本の変更登記)

会社が登録資本を変更する場合は、法に基づいて設立された出資検査機構が発行した出資検査証明書を提出しなければならない。

会社が登録資本を増加する場合において、有限責任会社の株主が新たに増加する資本の出資を引き受けるとき及び株式会社の株主が新株を引き受けるときは、それぞれ「会社法」の有限責任会社の設立における出資払込及び株式会社の設立における株式代金の払込の関連規定に基づいて実行しなければならない。株式会社が新株の公开发行により、又は上場会社が新株の非公开发行により登録資本を増加する場合は、さらに国務院証券監督管理機構の審査確認文書を提出しなければならない。

会社が法定積立金の組み入れにより登録資本を増加する場合、出資検査証明書には当該積立金の残高が積立金組み入れによる増資前の会社登録資本の 25 パーセントを下回らないことを明記しなければならない。

会社が登録資本を減少させるときは、公告日から 45 日以後に変更登記を申請しなければならず、かつ会社は新聞紙上に会社が登録資本を減少させたことについての公告を行ったという関連証明及び会社債務の全額弁済又は債務の担保状況に関する説明を提出しなければならない。

会社の減資後の登録資本は、法定の最低限度額を下回ってはならない。

第 32 条（払込済資本の変更登記）

会社が払込済資本を変更する場合は、法に基づき設立された出資検査機構の発行した出資検査証明書を提出しなければならず、かつ会社定款に記載される出資時期、出資方式に従い出資を払い込まなければならない。会社は、出資又は株式代金を全額払い込んだ日から 30 日以内に変更登記を申請しなければならない。

第 33 条（経営範囲の変更登記）

会社が経営範囲を変更する場合は、変更の決議又は決定をした日から 30 日以内に変更登記を申請しなければならない。経営範囲の変更が法律、行政法規又は国務院の決定で登記前に認可を受けなければならないと定められている項目に関わる場合は、国の関連部門が認可した日から 30 日以内に変更登記を申請しなければならない。

会社の経営範囲のうち法律、行政法規又は国務院の決定で認可を受けなければならないと定められている項目について、許可証もしくはその他の認可文書が没収され、もしくは取り消された場合、又は許可証もしくはその他の認可文書の有効期間が満了した場合、許可証もしくはその他の認可文書の没収もしくは取消の日、又は許可証もしくはその他の認可文書の有効期間満了の日から 30 日以内に変更登記を申請し、又は本条例第 6 章の規定に従って抹消登記を行わなければならない。

第 34 条（会社類型の変更登記）

会社が類型を変更する場合は、変更予定の会社類型の設立条件に従い、定められた期間内に会社登記機関に変更登記を申請し、かつ関連文書を提出しなければならない。

第 35 条 (株主の変更登記)

有限責任会社の株主が持分を譲渡する場合は、持分譲渡の日から 30 日以内に変更登記を申請し、かつ新しい株主の主体としての資格証明又は自然人の身分証明書を提出しなければならない。

有限責任会社の自然人株主が死亡した後、その合法的な相続人が株主の資格を相続する場合、会社は前項の規定に従い変更登記を申請しなければならない。

有限責任会社の株主又は株式会社の発起人が氏名又は名称を変える場合、氏名又は名称変更の日から 30 日以内に変更登記を申請しなければならない。

第 36 条 (支店の変更登記)

会社の登記事項の変更が支店の登記事項の変更に関わる場合、会社の変更登記日から 30 日以内に支店の変更登記を申請しなければならない。

第 37 条 (会社定款改正の届出)

会社定款の改正が登記事項に関わらない場合は、会社は修正後の会社定款又は会社定款修正案をもとの会社登記機関に届け出なければならない。

第 38 条 (董事等の変更の届出)

会社董事、監事、マネージャーに異動がある場合は、もとの会社登記機関に届け出なければならない。

第 39 条 (合併、分割にともなう変更登記等)

合併、分割により存続する会社で、その登記事項に変化が生じたものは、変更登記を申請しなければならない。合併、分割により解散する会社は、抹消登記を申請しなければならない。合併、分割により新しく設立する会社は、設立登記を申請しなければならない。

会社の合併、分割の場合、公告日から 45 日以後に登記申請をし、合併取決め及び合併、分割の決議又は決定書、並びに会社が新聞紙上で会社の合併、分割の公告を掲載した証明と、債務弁済又は債務担保状況の説明書を提出しなければならない。法律、行政法規又は国务院の決定で、会社の合併、分割は認可を受けなければならないと定めている場合は、さらに関連認可文書を提出しなければならない。

第 40 条 (営業許可証の変更)

登記事項の変更が「企業法人営業許可証」上に明記してある事項に関わる場合、会社登記機関は営業許可証を交換交付しなければならない。

第 41 条 (変更登記の取消申請)

会社は、「会社法」第 22 条の規定に従い会社登記機関に変更登記の取消を申請する場合、次の各号に掲げる文書を提出しなければならない。

(1) 会社法定代表者の署名した申請書

(2) 人民法院の裁判文書

第 6 章 抹消登記

第 42 条 (清算委員会)

会社が解散し、法に従い清算しなければならない場合、清算委員会は成立日から 10 日以内に清算委員会の構成員、清算委員会の責任者の名簿を会社登記機関に届け出なければならない。

第 43 条 (抹消登記申請事由)

次の各号のいずれかに該当する場合、会社の清算委員会は会社の清算終了後 30 日以内にもとの会社登記機関に抹消登記を申請しなければならない。

- (1) 会社が法により破産宣告を受けた場合
- (2) 会社定款が定める営業期間が満了した場合、又は会社定款が定めるその他の解散事由が生じた場合。但し会社が会社定款を修正することにより存続する場合を除く。
- (3) 株主会、株主総会が解散を決議した場合、又は一人有限責任会社の株主、外商投資企業の董事会が解散を決議した場合
- (4) 法により営業許可証を没収され、閉鎖を命じられ、又は取り消された場合
- (5) 人民法院が法によりこれを解散した場合
- (6) 法律、行政法規に定めるその他の解散事由

第 44 条 (抹消登記申請の提出文書)

会社が抹消登記を申請する場合は、次の各号に掲げる文書を提出しなければならない。

- (1) 会社の清算委員会の責任者が署名した抹消登記申請書
- (2) 人民法院の破産裁定、解散の裁判文書、会社が「会社法」に基づいて行った決議又は決定、行政機関の閉鎖を命じた文書もしくは会社が取り消された旨の文書
- (3) 株主会、株主総会、一人有限責任会社の株主、外商投資企業の董事会又は人民法院もしくは会社認可機関が届け出、確認した清算報告書
- (4) 「企業法人営業許可証」
- (5) 法律、行政法規が提出しなければならないと定めているその他の文書

国有独資会社が抹消登記を申請する場合は、さらに国有資産監督管理機構の決定を提出しなければならない。そのうち、國務院が確定した重要な国有独資会社は、さらに当該級の人民政府の認可文書も提出しなければならない。

支店を有する会社が抹消登記を申請する場合は、さらに支店の抹消登記証明も提出しなければならない。

第 45 条 (会社の終了)

会社登記機関による抹消登記により、会社は終了する。

第 7 章 支店の登記

第 46 条 (支店の定義)

支店とは、会社はその住所以外に設立した経営活動に従事する機構を指す。支店は企業法人格を有しない。

第 47 条 (支店の登記事項)

支店の登記事項には、名称、営業場所、責任者、経営範囲が含まれる。

支店の名称は国の関連規定に合致しなければならない。

支店の経営範囲は会社の経営範囲を逸脱してはならない。

第 48 条 (支店設立登記申請の提出文書)

会社が支店を設立する場合、決定をした日から 30 日以内に支店所在地の会社登記機関に登記を申請しなければならない。法律、行政法規又は国务院の決定で関連部門に認可を受けなければならないと定められている場合は、認可の日から 30 日以内に会社登記機関に登記を申請しなければならない。

支店を設立する場合は、会社登記機関に次の各号に掲げる文書を提出しなければならない。

- (1) 会社の法定代表者が署名した支店設立の登記申請書
- (2) 会社定款及び社印を押印してある「企業法人営業許可証」の写し
- (3) 営業場所の使用証明書
- (4) 支店責任者の就任文書及び身分証明書
- (5) 国家工商行政管理総局が提出を求めることを定めているその他の文書

法律、行政法規もしくは国务院の決定で支店の設立は認可を受けなければならないと定められている場合、又は支店の経営範囲に法律、行政法規もしくは国务院の決定により登記前に認可を受けなければならないと定められている項目がある場合は、さらに関連認可文書も提出しなければならない。

支店の会社登記機関は、登記を認めた場合、「営業許可証」を交付する。会社は、支店の登記日から 30 日以内に、支店の「営業許可証」を持参して会社登記機関に届け出なければならない。

第 49 条 (支店の変更登記)

支店が登記事項を変更する場合は、会社登記機関に変更登記を申請しなければならない。

変更登記を申請する場合は、会社の法定代表者が署名した変更登記申請書を提出しなければならない。名称、経営範囲を変更する場合は、社印を捺印してある「企業法人営業許可証」の写しを提出しなければならない。支店の経営範囲に、法律、行政法規又は国务院の決定で登記前に認可を受けなければならないと定められている項目がある場合は、さらに関連認可文書も提出しなければならない。営業場所を変更する場合は、新しい営業場所の使用証明書を提出しなければならない。責任者を変更する場合は、会社の任免文書及びその身分証明書を提出しなければならない。

会社登記機関は、変更登記を認めた場合、「営業許可証」を交換交付する。

第 50 条 (支店の抹消登記)

支店が取り消され、法に従い閉鎖を命令され、営業許可証を没収された場合は、決定日から 30 日以内に当該支店の会社登記機関に抹消登記を申請しなければならない。抹消登記を申請する場合は、会社の法定代表者の署名した抹消登記申請書及び支店の「営業許可証」を提出しなければならない。会社登記機関は、抹消登記を認めた後、支店の「営業許可証」を回収しなければならない。

第 8 章 登記手続

第 51 条 (申請の提出方法)

会社、支店の登記を申請する場合、申請者は会社登記機関に赴いて申請を提出することができ、書簡、電報、テレックス、ファクシミリ、電子データ交換及び電子メール等の方式により申請を提出することもできる。

電報、テレックス、ファクシミリ、電子データ交換及び電子メール等の方式により申請を提出する場合は、申請者の連絡方法及び連絡先住所を提出しなければならない。

第 52 条 (受理可否の決定)

会社登記機関は、次の各号の状況に応じて、それぞれ受理するか否かの決定を出さなければならない。

- (1) 申請文書、資料が全て整い、法定形式に合致する場合、又は申請者が会社登記機関の要求に従って全ての補正した申請文書、資料を提出した場合は、これを受理することを決定しなければならない。
- (2) 申請文書、資料が全て整い、法定形式に合致するが、会社登記機関が申請文書、資料について確認が必要であると判断した場合は、これを受理することを決定すると同時に、書面により申請者に確認を要する事項、理由及び期間について通知しなければならない。
- (3) 申請文書、資料にその場で訂正可能な誤りがある場合は、申請者にその場で訂正することを認めなければならない。申請者が訂正箇所に署名又は捺印し、訂正期日を注記する。確認の結果、申請文書、資料が全て整い、法定形式に合致する場合は、これを受理することを決定しなければならない。
- (4) 申請文書、資料が整っていない、又は法定形式に合致しない場合、その場で、もしくは 5 日以内に、補正を要する全ての内容を申請者に一括で通知しなければならない。その場で通知するときは、申請文書、資料を申請者に返却しなければならない。5 日以内に通知するときは、申請文書、資料を受け取り、かつ申請文書、資料を受け取った旨の受取書を発行しなければならない。期限を徒過しても通知しない場合は、申請文書、資料を受理した日に即時受理したものとみなす。
- (5) 会社登記の範疇に該当しない、又は当該機関の登記管轄範囲に該当しない事項である場合は、受理しないことを即時決定し、かつ関連行政機関に申請するよう申請者に通知しなければならない。

会社登記機関は、書簡、電報、テレックス、ファクシミリ、電子データ交換及び電子メール等の方式により提出された申請について、申請文書、資料を受領した日から 5 日以内に受理するか否かの決定を出さなければならない。

第 53 条 (受理通知)

本条例第 54 条第 1 項第 (1) 号に従い出される登記を認める決定を除き、会社登記機関が受理することを決定したものについては、「受理通知書」を発行しなければならない。不受理を決定したものについては、「不受理通知書」を発行し、受理しない理由を説明し、かつ申請者に、法に従い行政不服審査を申し立て、又は行政訴訟を提起する権利があることを通知しなければならない。

第 54 条 (認可可否の決定)

会社登記機関は、受理を決定した登記申請に対し、それぞれの状況に応じて、規定の期間内に登記を認めるか否かの決定を出さなければならない。

- (1) 申請者が会社登記機関に赴いて提出した申請についてこれを受理する場合は、その場で登記を認める決定を出さなければならない。
- (2) 申請者が書簡の方式により提出した申請についてこれを受理する場合は、受理日から 15 日以内に登記を認める決定を出さなければならない。
- (3) 電報、テレックス、ファクシミリ、電子データ交換及び電子メール等の方式により提出した申請について、申請者は「受理通知書」を受領した日から 15 日以内に、電報、テレックス、ファクシミリ、電子データ交換及び電子メール等の内容と一致し、かつ法定形式に合致する申請文書、資料の原本を提出しなければならない。申請者が会社登記機関に赴いて申請文書、資料の原本を提出したときは、その場で登記を認める決定を出さなければならない。申請者が書簡の方式により申請文書、資料の原本を提出したときは、受理日から 15 日以内に登記を認める決定を出さなければならない。
- (4) 会社登記機関は、「受理通知書」を送付した日から 60 日以内に、申請文書、資料の原本を受領していない、又は申請文書、資料の原本が会社登記機関の受理した申請文書、資料と一致しない場合は、登記を認めない決定を出さなければならない。

会社登記機関は、申請文書、資料について確認が必要な場合、受理日から 15 日以内に登記を認めるか否かの決定を出さなければならない。

第 55 条 (会社名称事前審査確認の認可可否の決定)

会社登記機関は、会社名称事前審査確認を認める決定を出した場合、「企業名称事前審査確認通知書」を発行しなければならない。会社設立登記を認める決定を出す場合は、「設立登記許可通知書」を発行し、申請者に決定日から 10 日以内に営業許可証を受領するよう通知しなければならない。会社の変更登記を認める決定を出す場合は、「変更登記許可通知書」を発行し、申請者に決定日から 10 日以内に営業許可証の交換交付を受けるよう通知しなければならない。会社の抹消登記を認める決定を出す場合は、「抹消登記許可通知書」を発行し、営業許可証を回収しなければならない。

会社登記機関は、名称事前審査確認を認めない、又は登記を認めない決定を出す場合は、「企業名称却下通知書」、「登記却下通知書」を発行し、審査確認又は登記を認めない理由を説明し、かつ申請者に、法に従い行政不服審査を申し立て、又は行政訴訟を提起する権利があることを通知しなければならない。

第 56 条 (登記手数料)

会社が設立登記、変更登記を行う場合、規定に基づいて会社登記機関に登記手数料を納付しなければならない。

「企業法人営業許可証」を取得する場合の設立登記手数料は、登録資本総額の 0.08 パーセントとする。登録資本が 1,000 万円を超える場合には、超過部分について 0.04 パーセントを納付する。登録資本が 1 億円を超える場合には、超過部分の手数料は納付しないものとする。

「営業許可証」を取得する場合の設立登記手数料は 300 元とする。

登記事項を変更する場合の変更登記手数料は 100 元とする。

第 57 条 (会社登記簿)

会社登記機関は、登記した会社の登記事項を会社登記簿に記載し、社会公衆の調査、閲覧、複製に供しなければならない。

第 58 条 (登記公告)

「企業法人営業許可証」及び「営業許可証」の没収の公告は、会社登記機関が発表する。

第 9 章 年度検査

第 59 条 (年度検査)

毎年 3 月 1 日から 6 月 30 日までに、会社登記機関は会社に対して年度検査を行う。

第 60 条 (提出文書)

会社は、会社登記機関の要求に基づいて、定められた期間内に年度検査を受けるとともに、年度検査報告書、年度貸借対照表、損益計算書、「企業法人営業許可証」の副本を提出しなければならない。

支店を設立した会社は、提出する年度検査の資料の中に、支店の関連状況を明確に反映させるとともに、「営業許可証」の写しを提出しなければならない。

第 61 条 (審査)

会社登記機関は、会社が提出した年度検査資料に基づき、会社登記事項の関連状況に対し審査を行わなければならない。

第 62 条 (年度検査手数料)

会社は、会社登記機関に年度検査手数料を納めなければならない。年度検査手数料は 50 元とする。

第 10 章 証明書と関連文書の管理

第 63 条 (企業法人営業許可証、営業許可証)

「企業法人営業許可証」、「営業許可証」は正本と副本に分かれ、正本と副本は同等の法的効力を持つ。

「企業法人営業許可証」正本又は「営業許可証」正本は、会社住所又は支店の営業場所の目立つ位置に

置かなければならない。

会社は、業務の必要に応じて、会社登記機関に若干の営業許可証副本の交付を申請することができる。

第 64 条 (許可証の偽造、譲渡の禁止等)

いかなる単位及び個人も、営業許可証の偽造、改竄、賃貸、貸出、譲渡をしてはならない。

営業許可証を紛失又は破損した場合、会社は会社登記機関が指定する新聞雑誌紙上に無効声明を出し、再発行を申請しなければならない。

会社登記機関が法に従い変更登記、抹消登記、変更登記取消の決定を出したが、会社が営業許可証の返納を拒み、又は営業許可証を返納できない場合、会社登記機関が営業許可証の無効を公告する。

第 65 条 (営業許可証の差押え)

会社登記機関は、確認を必要とする営業許可証について、一時的に差押えることができるが、差押えの期間は 10 日を超えてはならない。

第 66 条 (登記文書の借用、閲覧等の手続)

会社登記の関連文書や資料を借用し、書き写し、携帯し、複製する場合、定められた権限及び手続に従って行わなければならない。

いかなる単位及び個人も、会社登記の関連文書や資料を修正、塗りつぶし、注釈、破損してはならない。

第 67 条 (営業許可証等の書式)

営業許可証の正本、副本の様式及び会社登記の関連重要文書の書式又は表式は、国家工商行政管理総局が統一して制定する。

第 11 章 法律責任

第 68 条 (登録資本の虚偽申告)

登録資本の虚偽申告をして、会社登記を取得した場合、会社登記機関が是正を命じ、登録資本の虚偽申告金額の 5 パーセント以上 15 パーセント以下の過料に処する。情状が重い場合は会社登記を取り消し、又は営業許可証を没収する。

第 69 条 (虚偽証明書の提出等)

虚偽の証明書を提出し、又はその他の詐欺的手段により重要な事実を隠匿して、会社登記を取得した場合、会社登記機関が是正を命じ、5 万元以上 50 万元以下の過料に処する。情状が重い場合は会社登記を取り消し、又は営業許可証を没収する。

第 70 条 (虚偽の出資)

会社の発起人、株主が虚偽の出資を行い、出資としての通貨又は非通貨の財産を引き渡さない、又は期

限どおりに引き渡さない場合、会社登記機関が是正を命じ、虚偽出資金額の 5 パーセント以上 15 パーセント以下の過料に処する。

第 71 条 (出資金の引き上げ)

会社の発起人、株主が会社設立後に、出資金を引き上げた場合、会社登記機関が是正を命じ、引き上げた出資金額の 5 パーセント以上 15 パーセント以下の過料に処する。

第 72 条 (正当な理由なく営業しない場合)

会社設立後、正当な理由がなく 6 ヶ月を超えても営業開始しない場合、又は開業後、自ら継続して 6 ヶ月以上営業停止した場合は、会社登記機関が営業許可証を没収することができる。

第 73 条 (変更登記の未履行)

会社の登記事項に変更が生じた場合において、本条例の規定どおりに関連の変更登記を行わないとき、会社登記機関が期限を定めて登記をするよう命じる。期限を徒過しても登記を行わない場合は、1 万元以上 10 万元以下の過料に処する。そのうち、経営範囲の変更が法律、行政法規又は国务院の決定で認可を要すると定められている項目に関わるにもかかわらず認可を取得しておらず、無断で関連の経営活動に従事し、情状が重い場合は、営業許可証を没収する。

会社が本条例の規定どおりに関連の届出を行っていない場合は、会社登記機関が期限を定めて手続を行うよう命じる。期限を徒過しても手続を行わない場合は、3 万元以下の過料に処する。

第 74 条 (債権者に対する通告、公告を実施しない場合等)

会社が合併、分割、登録資本の減少又は清算を行った場合において、規定どおりに債権者に通知又は公告しないときは、会社登記機関が是正を命じ、1 万元以上 10 万元以下の過料に処する。

会社が清算を行う場合において、財産を隠匿し、貸借対照表又は財産リストに虚偽記載をし、又は債務の弁済前に会社の財産を分配したときは、会社登記機関が是正を命じ、会社に対し、隠匿した財産又は債務弁済前に分配した会社財産の金額の 5 パーセント以上 10 パーセント以下の過料に処する。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対しては、1 万元以上 10 万元以下の過料に処する。

会社の清算期間に清算とは無関係の経営活動を行った場合、会社登記機関が警告し、違法所得を没収する。

第 75 条 (清算委員会の違法行為)

清算委員会が規定どおりに会社登記機関に清算報告書を提出せず、又は提出した清算報告書に、重要な事実の隠蔽もしくは重大な遺漏があった場合、会社登記機関が是正を命じる。

清算委員会の構成員が職権を利用して私利をむさぼり、不法収入を得ようとはかり、又は会社の財産を侵した場合、会社登記機関が会社財産の返還を命じ、違法所得を没収し、併せて違法所得の同額以上 5 倍以下の過料に処することができる。

第 76 条 (年度検査の拒否)

会社が規定どおりに年度検査を受けない場合、会社登記機関が 1 万元以上 10 万元以下の過料に処し、かつ期限を定めて年度検査を受けさせる。期限を徒過しても年度検査を受けられない場合は、営業許可証を没収する。年度検査の中で真実の状況を隠蔽し、虚偽を弄した場合、会社登記機関が 1 万元以上 5 万元以下の過料に処し、かつ期限を定めて是正させる。情状が重い場合は営業許可証を没収する。

第 77 条 (営業許可証の偽造等)

営業許可証を偽造、改竄、賃貸、貸出、譲渡した場合、会社登記機関が 1 万元以上 10 万元以下の過料に処する。情状が重い場合は営業許可証を没収する。

第 78 条 (営業許可証の未掲示)

営業許可証を住所又は営業場所の目立つ位置に設置しない場合、会社登記機関が是正を命じる。是正を拒んだ場合は、1,000 元以上 5,000 元以下の過料に処する。

第 79 条 (資産評価機構等の虚偽資料提供等)

資産評価、出資検査又は検証を引き受ける機構が虚偽の資料を提供した場合、会社登記機関が違法所得を没収し、違法所得の同額以上 5 倍以下の過料に処し、併せて主管部門が法に従い当該機構の営業停止を命じ、もしくは直接責任者の資格証書を没収し、又は営業許可証を没収することができる。

資産評価、出資検査又は検証を引き受ける機構が過失により重大な遺漏のある報告書を提供した場合、会社登記機関が是正を命じ、情状が比較的重い場合は、所得収入の同額以上 5 倍以下の過料に処し、併せて主管部門が法に従い当該機構の営業停止を命じ、もしくは直接責任者の資格証書を没収し、又は営業許可証を没収することができる。

第 80 条 (未登記で会社名義を冒用する行為)

法により有限責任会社もしくは株式会社としての登記をせずに、有限責任会社又は株式会社の名義を冒用した場合、又は法により有限責任会社もしくは株式会社の支店としての登記をせずに、有限責任会社又は株式会社の支店の名義を冒用した場合、会社登記機関が是正を命じ、又は取締りを行い、併せて 10 万元以下の過料に処することができる。

第 81 条 (違法認可)

会社登記機関が定められた条件に合致しない会社登記申請に対し登記を認めた場合、又は定められた条件に合致する登記申請に対し登記を認めない場合、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、法に基づく行政処分を行う。

第 82 条 (上級部門による会社登記申請認可の強制)

会社登記機関の上級部門が会社登記機関に対し、定められた条件に合致しない会社の登記申請につき強制的に登記を認めさせ、もしくは定められた条件に合致する登記申請につき登記を認めさせず、又は違法登記に対し庇護をした場合は、直接責任を負う主管者及びその他直接の責任者に対し、法に基づく行政処分を行う。

第 83 条 (外国企業による支店等の無断設立)

外国の会社が「会社法」の規定に違反し、無断で中国国内において支店等 (原文は「分支機構」) を設立した場合、会社登記機関が是正又は閉鎖を命じ、併せて 5 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。

第 84 条 (会社名義を利用した著しい違法行為)

会社の名義を利用して、国の安全、社会公共の利益を脅かす著しい違法行為に従事した場合、営業許可証を没収する。

第 85 条 (支店への準用)

支店に本章に定める違法行為があった場合、本章の規定を適用する。

第 86 条 (犯罪を構成する場合)

本条例の規定に違反し、犯罪を構成する場合は、法に従い刑事責任を追及する。

第 12 章 附則

第 87 条 (外商投資企業の登記)

外商投資企業の登記には、本条例を適用する。外商投資企業に関する法律で、その登記について別途規定がある場合は、その規定を適用する。

第 88 条 (事前行政許可目録の制定)

法律、行政法規又は国務院の決定で会社の設立は認可を受けなければならないと定められている場合、又は会社の経営範囲に、法律、行政法規又は国務院の決定で登記前に認可を受けなければならないと定められている項目がある場合、国家工商行政管理総局が法律、行政法規又は国務院の決定に従い、企業登記の事前行政許可目録を定め、かつ公表する。

第 89 条 (施行日)

本条例は 1994 年 7 月 1 日から施行する。